

座間市 水道事業経営戦略 2035

～次世代へ おいしい座間の水をつなぐ～

令和8年3月

座間市上下水道局

目次

第 1 章	計画の策定	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	計画の位置付け	1
1.3	計画期間	2
第 2 章	水道事業の現状と課題	3
2.1	水資源	3
2.2	水需要	4
2.3	水道施設	5
2.4	災害対策	6
2.5	お客様サービス	8
2.6	経営状況	9
第 3 章	将来の事業環境	20
3.1	給水人口・有収水量の減少	20
3.2	料金収入の減少	21
3.3	更新費用の増大	22
3.4	組織の見通し	23
第 4 章	経営理念と経営方針	24
4.1	経営理念	24
4.2	経営方針	24
4.3	施策体系	25
4.4	事業実施計画	26
第 5 章	投資・財政計画	30
5.1	概要	30
5.2	投資	33
5.3	財源	34
第 6 章	計画の見直しと進捗管理	35
資料編		36

※計数については、各項目とも表示単位未満を四捨五入しているため、表中の内訳と合計額、項目間の差額が一致しない場合があります。

第1章 計画の策定



1.1 計画策定の趣旨

本市の水道事業は、昭和30年1月に一部給水を開始して以来、安全な水道水を市民の皆さまに届け続け、令和7年1月に70周年を迎えました。

しかしながら、全国的に水道事業を取り巻く環境は、節水機器の普及などに伴い料金収入が減少する一方で、既存施設の老朽化対策や耐震対策をはじめとした維持・更新費用が、物価高騰の影響による労務・資材単価等の上昇を受け増加傾向にあり、大変厳しい経営状況です。

このような状況の中で、本市が将来にわたって持続可能な水道事業を経営していくために、中長期的な経営の基本計画となる「座間市水道事業経営戦略2035（以下「本計画」という。）」を策定します。

1.2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第五次座間市総合計画」及び「座間市都市マスタープラン」との整合を図り、国土交通省が新水道ビジョンを推進するために全国の水道事業者にも策定を求める水道事業ビジョン及び総務省が各公営企業にも策定を求める経営戦略として位置付けます（図1-1）。

なお、本計画の策定に当たっては、令和2年度に策定した「座間市水道事業経営戦略」を見直し、総務省から令和7年度を期限として要請された人口減少や将来の施設更新費用などの反映を行いました。

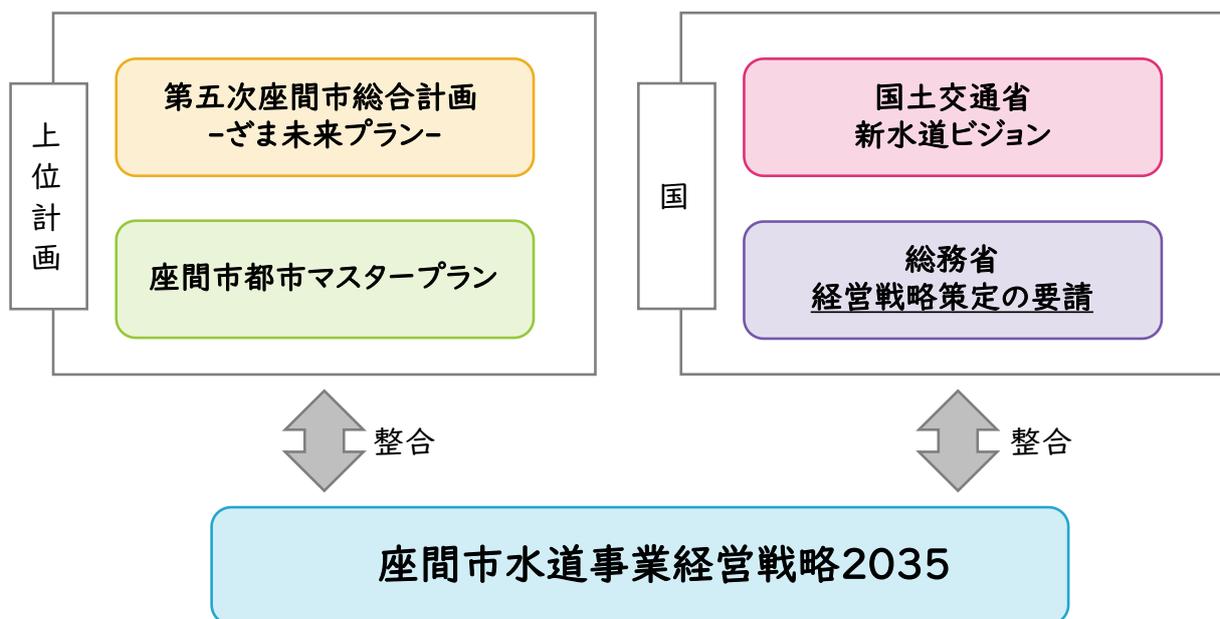


図1-1 座間市水道事業経営戦略2035の位置付け

1.3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年を目安に成果の検証・評価を行います。



水道ビジョンと経営戦略

水道ビジョンとは、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像と、当面の間に取り組むべき事項や方策などを示すものです。厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定・公表し、基本理念「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」のもと、「安全」「持続」「強靱」の3つの観点から50年後、100年後を見据えた水道の理想像を示しています。

経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な基本計画のことです。総務省は平成26年8月に全国の地方公共団体に対して、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請しています。

水道の理想像

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道

[安全な水道]

安全

全ての国民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道

[水道サービスの持続]

持続

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

[強靱な水道]

強靱

自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道

50年後、100年後を見据えた水道の理想像を提示し、関係者間で認識を共有

新水道ビジョン(平成25年3月、厚生労働省健康局)をもとに作成

第2章 水道事業の現状と課題



2.1 水資源

本市の中央付近には南北に連なる座間丘陵があり、その東側に広がる相模原台地には数十万年前に堆積した水を通しやすい地層が厚く分布し、この台地に降った雨が地層にゆっくりしみこみ地下水となります。古くから良質な水が湧き出て、人々の生活を潤し、現在も本市の水道水、工業用水等の大切な水源となっています。昔も今も将来も欠かすことのできない貴重な資源である地下水は、市民から親しまれている大切な共有財産です。

2.1.1 水源

本市の水道水は市内の地下水を主要な水源としていることに特色があります。地下水を水源に持つことの利点は、取水などのためにダムや浄水場の建設を必要としないため、水道水を廉価で提供できることです。

一方で、地下水は有限であることから、水需要の増大や水質保全等の課題への対応、事故や災害時に取水ができなくなった場合等に備え、地下水とは別の水源を確保する必要があります。給水開始当初は地下水のみを水源としてきましたが、現在は神奈川県企業庁（以下「企業庁」という。）から受水をしています。地下水とは別の水源を確保することで、地下水から取水できなくなった場合でも、一定の水道水を継続的に供給することができます。

企業庁から受水する理由

- ◆ 常時の安定取水の確保
- ◆ 取水施設の改修・点検などの取水停止への対応
- ◆ 渇水等による地下水位低下への対応
- ◆ 災害に起因する地下水の取水能力低下への対応

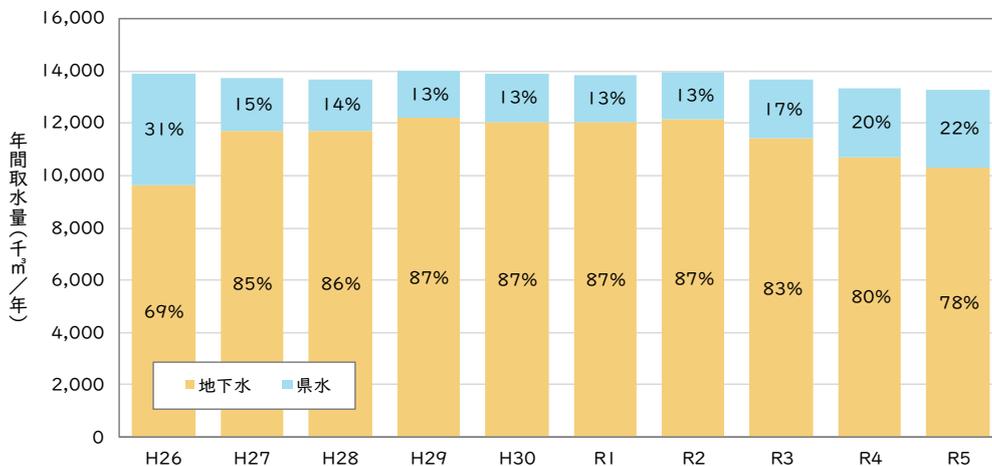


図 2-1 水源別取水量の推移

2.1.2 水質

水道法に基づいた水質検査は、原水は水源8箇所、深井戸群の導水施設である四ツ谷配水管理所の計9箇所、浄水は各配水場出口の3箇所、給水栓は系統別末端給水栓の5箇所の合計17箇所で行っています。

原水では、クリプトスポリジウム等対策指針に基づく濁度管理として、第1～3水源、四ツ谷配水管理所で高感度濁度計を設置し、常時監視を実施し、水道水の水質検査項目全てにおいて水質基準を満たしており、安全な水道水を供給しています。

各水源の水質は安定し良好な状況にありますが、第3水源で令和2年度より水質管理目標設定項目に指定されたペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）が暫定目標値を超過して検出されたことから、PFOS及びPFOAの検査回数を増やし、監視を強化しています。なお、令和8年3月現在、第3水源は取水を停止しています。

今後も水質検査を継続的に実施し、水源地の定期的な監視に努め、安全安心な水質の維持に取り組むことが課題です。

2.2 水需要

本市の給水人口は、近年横ばい傾向にありますが、年間有収水量は減少傾向で推移しています（図2-2）。水需要の減少は、全体の収入の中で最も大きな割合を占めている料金収入の減少につながり、財務状況に大きく影響します。

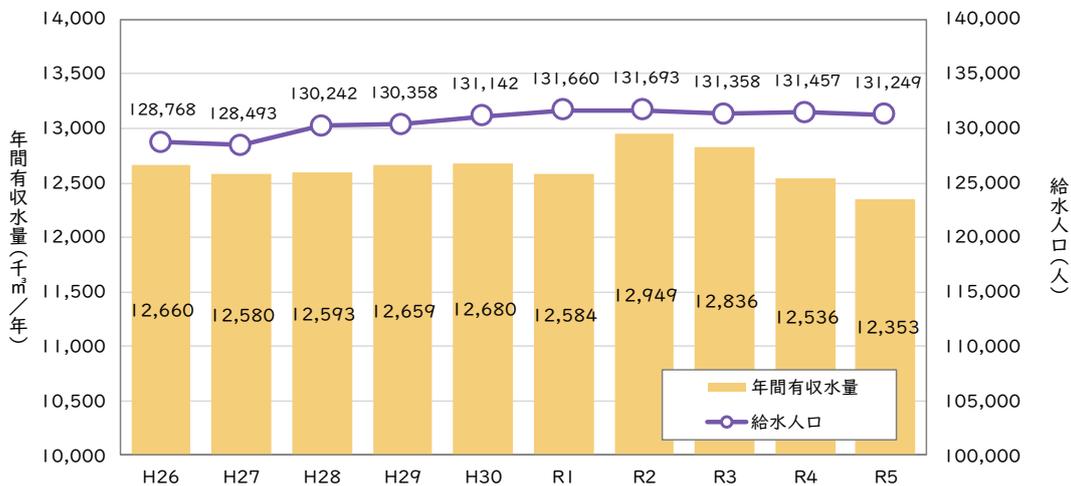


図 2-2 給水人口・有収水量の推移

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による活動自粛等の影響を受け、年間有収水量が増加しています。

2.4 災害対策

地震対策では、「座間市地域防災計画」で想定する震度6弱以上に対応するため、施設の耐震化や停電対策を進め、風水害対策では、「座間市防災ハザードマップ」「座間市内水ハザードマップ(改定版)」の浸水区域内に位置する水道施設を対象に、浸水対策を実施してきました。また、災害時の応急給水・復旧体制を強化するため、関係団体との連携、市民への啓発に取り組んできました。

甚大な被害をもたらすことが想定される南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、近年は地球温暖化に伴う気候変動の影響により降雨強度・高強度降雨の頻度がともに増加し、市民生活に大きな被害をもたらす災害が発生している事例が散見されることから、震災、風水害などの様々な事象を想定し対応する必要があります。

2.4.1 地震対策

令和5年度末までに、取水施設のうち第1水源～第3水源のほか4箇所、配水施設のうち相模が丘配水場の1施設の耐震化が完了し、管路のうち基幹管路の耐震適合管率は57.0%まで進んでいます。

また、停電対策として、東日本大震災時には広域停電や計画停電などによる水道事業への影響が問題となったことを踏まえ、災害発生時に停電となった場合でも給水対応が図れるよう、第1水源、第1～2配水場、四ツ谷配水管理所及び羽根沢受水場に非常用発電設備を設置し、災害時の配水に備えています。

今後、発生が予測されている南海トラフ巨大地震など大規模地震が発生した場合においても、断水リスクを軽減し早期の復旧を可能にするため、計画的に施設の耐震化に取り組むことが課題です。



水道管路
耐震化工事
の様子

2.4.2 浸水対策

水道施設のうち、「座間市防災ハザードマップ」の浸水区域内に位置する施設があります。

そのうち、市内全体の水運用の遠隔監視制御機能を有する四ツ谷配水管理所には止水板を設置し浸水対策を講じました。その他の施設については、今後、効率的な水運用の機能向上を目的とした配水区域の再編の検討を進めていく中で、施設全体の統廃合を含め、引き続き必要な対策を検討していきます。

2.4.3 応急給水体制

各小・中学校の校庭などの市内の広域避難場所には、非常時の応急給水のため緊急遮断弁を有する非常用飲料水貯水槽を18基設置しているほか、非常用飲料水貯水槽が近隣にない地域へ運搬給水を迅速に行えるよう給水車を3台所有しています。大規模地震が発生した事態を想定し、例年、本市主催の総合防災訓練で応急給水訓練を実施してきました。

今後は、これまでの活動を活かすとともに、災害時の応急給水体制の整備に取り組むことが課題です。



2.5 お客様サービス

本市では、水道料金、使用開始・休止・廃止等の窓口を市上下水道局庁舎（以下「局庁舎」という。）1階に設置しています。各種手続きの窓口を集約することで業務の効率化を図り、市民から要望の多かった手続きのオンライン化に取り組むなど、より良いお客様サービスの提供に努めてきました。

2.5.1 水道料金お客様センター

平成23年度から窓口収納業務等を民間企業に委託したことに伴い、「座間市水道料金お客様センター」（以下「水道料金お客様センター」という。）を開設しました。コールセンター業務、検針業務、収納業務、滞納整理業務、使用開始・中止、名義変更及び各種減免申請等の受付業務を一括して行っています。市役所の業務時間外の一部時間帯において窓口業務が可能となり、窓口集約化によるワンストップサービスにより利便性の向上を図っています。

今後は、社会経済情勢の変化、生活様式の変容などにより多様化するニーズを適切に把握し、AI等の先端技術の活用を含め、より効率的な行政サービスの提供に取り組むことが課題です。

水道料金お客様センター
（上下水道局庁舎1階）



2.5.2 各種手続き

手続きの簡素化や時間短縮のため、座間市公式LINEアカウントによる水道の開栓・閉栓の受付、PayPayを使用した水道料金等の支払いなど、各種手続きのDXの推進を図ってきました。

今後も未対応の電子決済の拡大等、各種手続きのDXに取り組むことが課題です。

2.6 経営状況

2.6.1 組織体制

現在の組織体制は図2-4のとおりです。

これまで、「水道料金お客様センター」の開設をはじめ、適宜、事務の効率化や組織の合理化等を行ってきました。

このような中、平成28年4月に公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用したことに伴い、新たに公営企業管理者を設置し、上下水道局を組織しました。

今後は、若手の技術職員が少ない状況が続く中、次世代を担う職員への技術継承等を含めた人材育成・確保を進めていくことが課題です(図2-5、図2-6)。

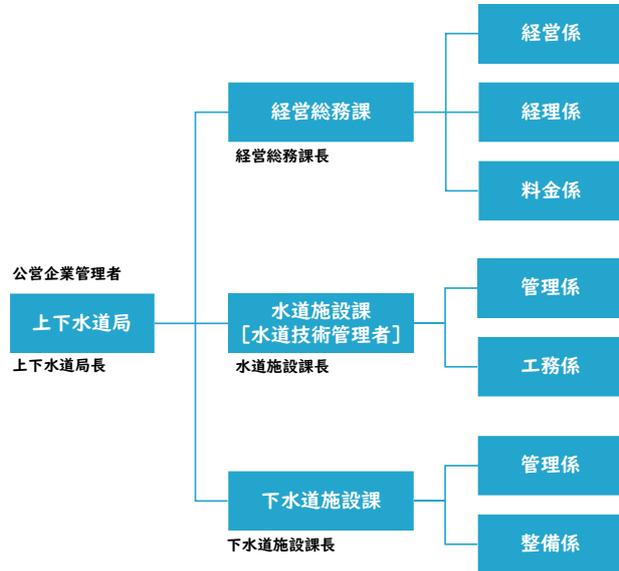


図 2-4 本局の組織体制

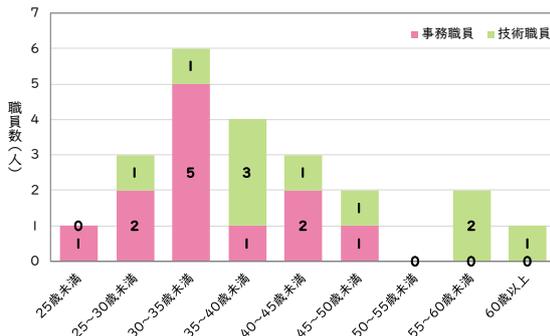


図 2-5 年齢区分別職員数
(令和6年3月時点)

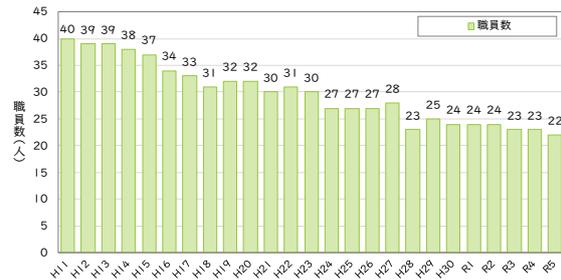


図 2-6 職員数の推移

2.6.2 官民連携

官民連携により建設した局庁舎は、1階に「水道料金お客様センター」及びコンビニエンスストアが併設され、2階には水道料金及び下水道使用料徴収等業務を委託している民間事業者の事務所、3・4階には本局の事務所が入る複合施設となっています。庁舎の設計・建設・維持管理を民間事業者が一括して業務を取り扱う官民連携の手法を用いた事業方式（PPPによるリース方式）により行ったことで、民間事業者のアイデア等を随所に盛り込み、柔軟な発想の中で庁舎の設計・建設を行いました。また、民間事業者から庁舎を賃借することで経費の平準化を図ることができ、リース契約期間満了後は建物の所有権が本局へ無償で譲渡されます。

第2章 水道事業の現状と課題

今後は、良質な公共サービスの提供、コスト削減、地域活性化等の持続可能性の向上のため、予定をしている水道施設の再編等において、必要に応じ民間活力の導入を検討していきます。



上下水道局庁舎

2.6.3 水道料金

本市の料金体系は、一般用、浴場用、一時用の3種類に用途区分しています。一般用については、水道メーターの口径により定額の「基本料金」と、使用水量によって金額が変わる「従量料金」を徴収しています(表2-1参照)。また、従量料金について本市は逡増型料金体系を採用しています。

表 2-1 水道料金体系表

◆水道料金単価表《一般用》 (1カ月につき・消費税抜き)

基本料金(口径別)		従量料金(全口径共通)	
口径(mm)	料金	使用水量(m ³)	料金(1m ³ につき)
20以下	900円	1~8	5円
25	1,245円	9~20	125円
30	3,290円	21~30	155円
40	5,070円	31~60	205円
50	10,010円	61~100	275円
75	25,930円	101~300	295円
100	53,800円	301~1,000	305円
150以上	75,000円	1,001~	315円

◆水道料金単価表《浴場用・一時用》 (1カ月につき・消費税抜き)

基本料金(全口径共通)		従量料金(全口径共通)(1m ³ につき)	
浴場用	3,750円(100m ³ まで)	101m ³ 以上	47円
一時用	2,500円(10m ³ まで)	11m ³ 以上	355円

2.6.4 経営の状況

(1) 公営企業会計の仕組み

水道事業会計は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す「収益的収支」と、施設の新設や改築等、建設改良のための費用や企業債償還金等の支出とその財源となる収入を表す「資本的収支」の2種類から構成されています。

収益的支出のうち、減価償却費等の現金支出を伴わない費用と純利益による利益剰余金により、資本的収支の不足額を補填することで、事業経営を行っています（図2-7）。

収益的収入及び支出
 水道サービスの対価としての料金収入等と、サービスの提供に要する支出から成り立っています。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が計上されたものです。

資本的収入及び支出
 建設改良に要する資金としての企業債、負担金等による収入と住民への水道サービスの提供を維持するために要する施設の整備、拡充等の建設改良費等の支出から成り立っています。

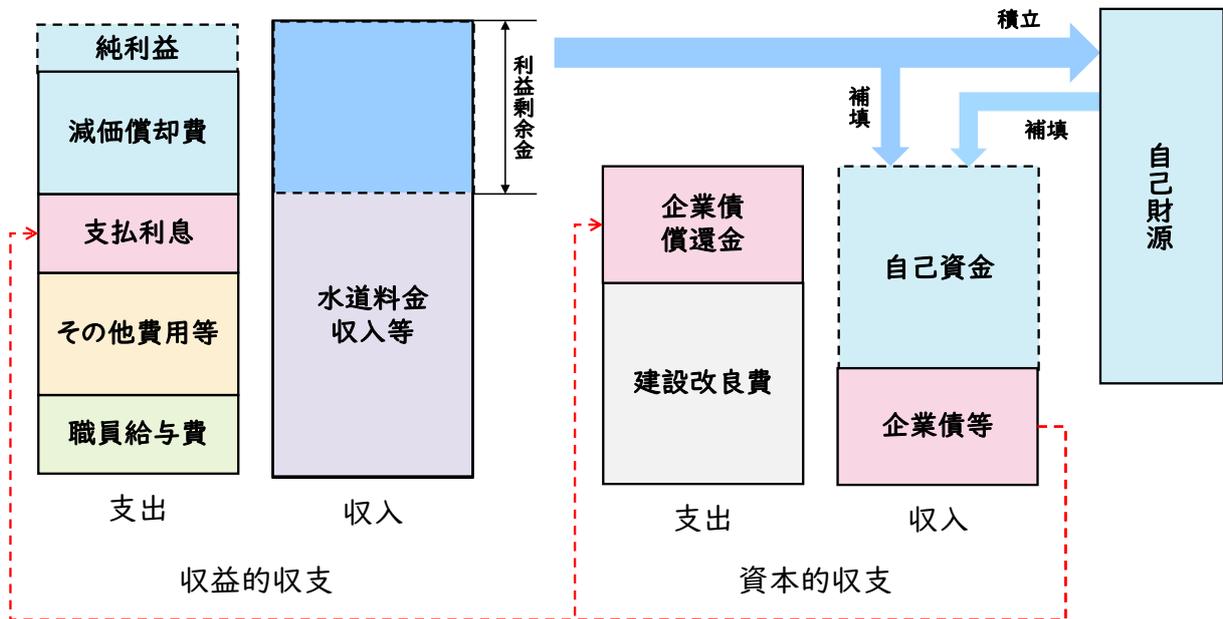


図2-7 公営企業会計の仕組み

(2) 収益的収支の推移・費用構成

収益的収支は、水道事業の経営活動に関する収支です。収益的収入は、水道料金を主とした営業収益が9割近くを占めており、収益的支出は、減価償却費が大きな割合を占めています。

近年、収益的収入は減少傾向にある一方で、収益的支出は増加傾向にあり、経営状況が悪化している状況です(図2-8)。

収益的支出の費用構成(図2-9)は、減価償却費に加え、電力価格高騰等の影響による動力費の増加や、水道施設の経年化に伴う修繕費の増加によりその他維持管理費が増加傾向にあります。

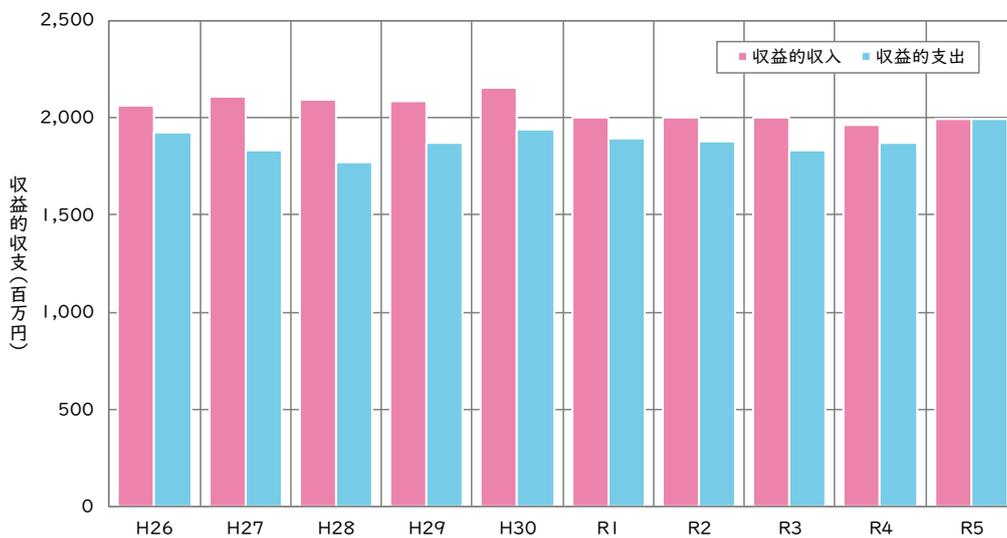


図 2-8 収益的収支の推移

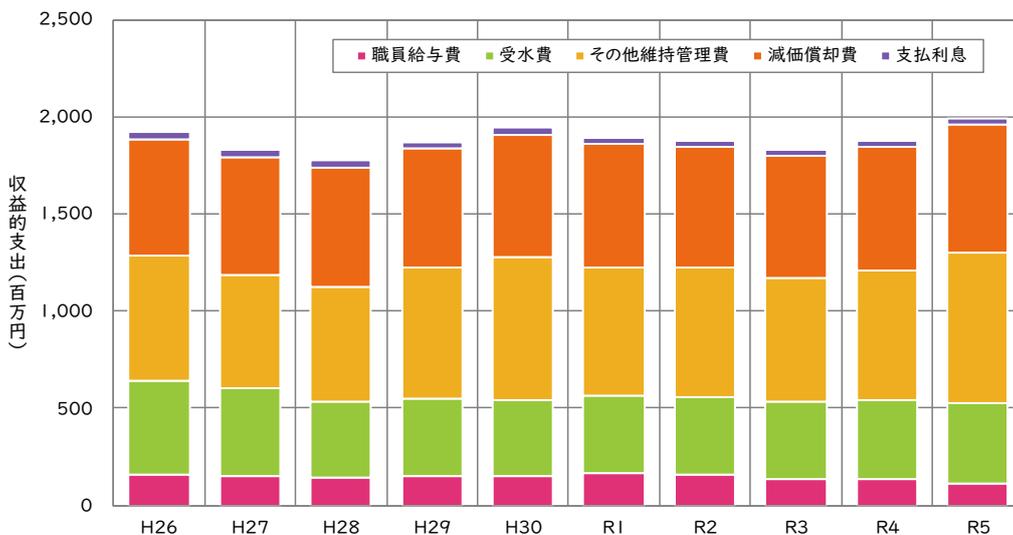


図 2-9 収益的支出の費用構成の推移

(3) 資本的収支の推移

資本的収支は、固定資産の取得に要する経費とその資金に関する収支です。

本市では、健全経営を行うため、企業債の借入をできる限り抑制し、純利益等で発生した自己財源で水道施設の拡充や更新に必要な資金を賄い、収支の均衡を図ってきました(図2-10)。

令和3年度以降、施設等の更新に当たり企業債を借り入れているため企業債残高は増加傾向にありますが、令和6年3月末時点の企業債残高対給水収益比率は160%程度と比較的低い水準にあります(図2-11)。

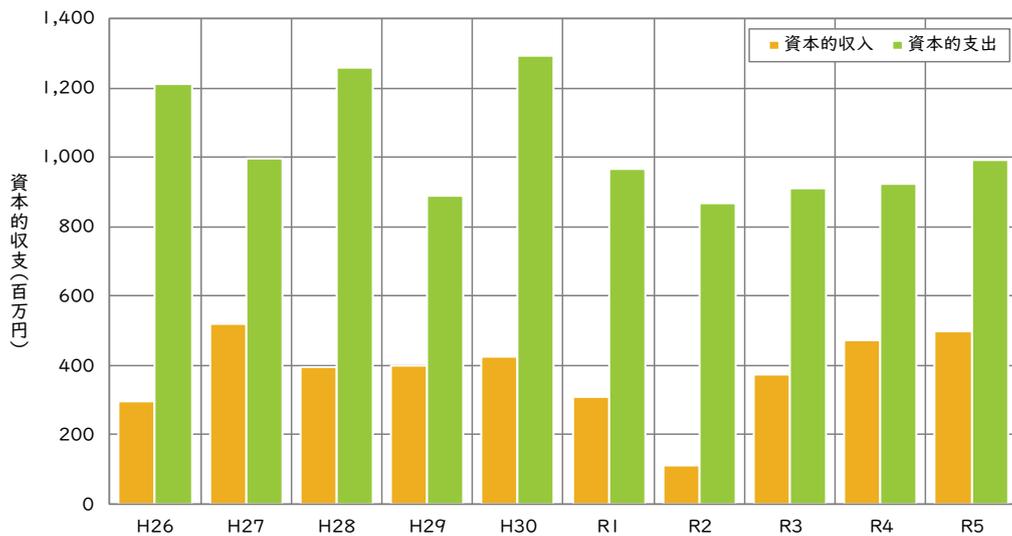


図 2-10 資本的収支の推移

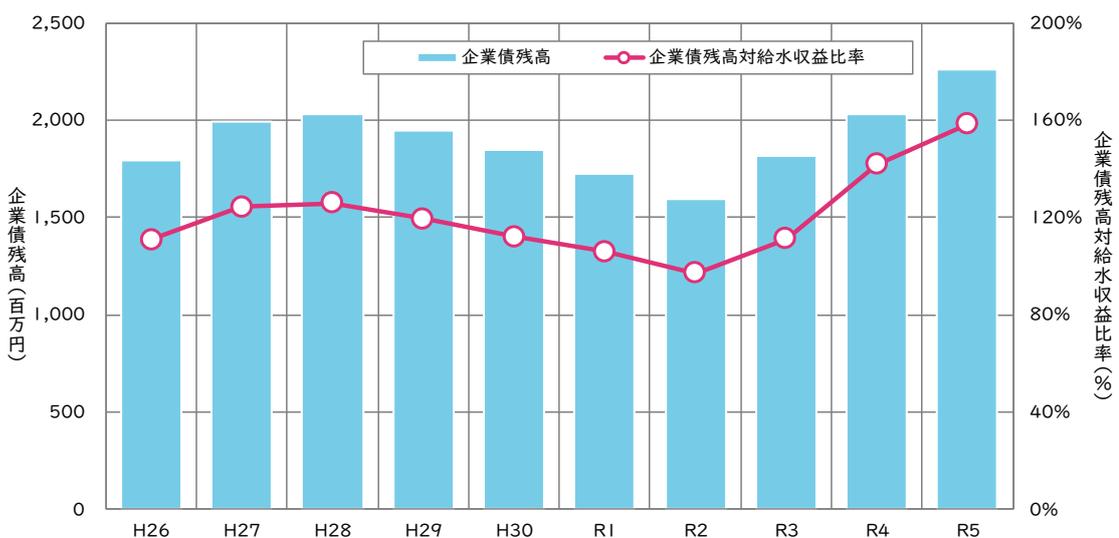


図 2-11 企業債残高の推移

(4) 料金回収率と給水原価・供給単価の推移

水道料金は、水道事業収益の根幹をなしており、水道事業に必要な経費のほとんどを賄っています。

料金回収率は、1m³の水を作るための費用（給水原価）が、1m³当たりの料金収入（供給単価）によって賄うことができているかどうかを示す指標となります。

令和4年度及び令和5年度は原油や原材料、食料価格の高騰等をうけて国が取りまとめた「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」を踏まえて、水道料金の20%減免を行った影響により料金回収率が100%を下回っていますが、それ以前の年度においても100%を下回っている年度があり、水道水を供給するための費用を料金収入で賄えていない状況にあります（図2-12）。

このような状況を改善するため、経営の安定に向け定期的に水道料金の見直しを検討することが重要です。

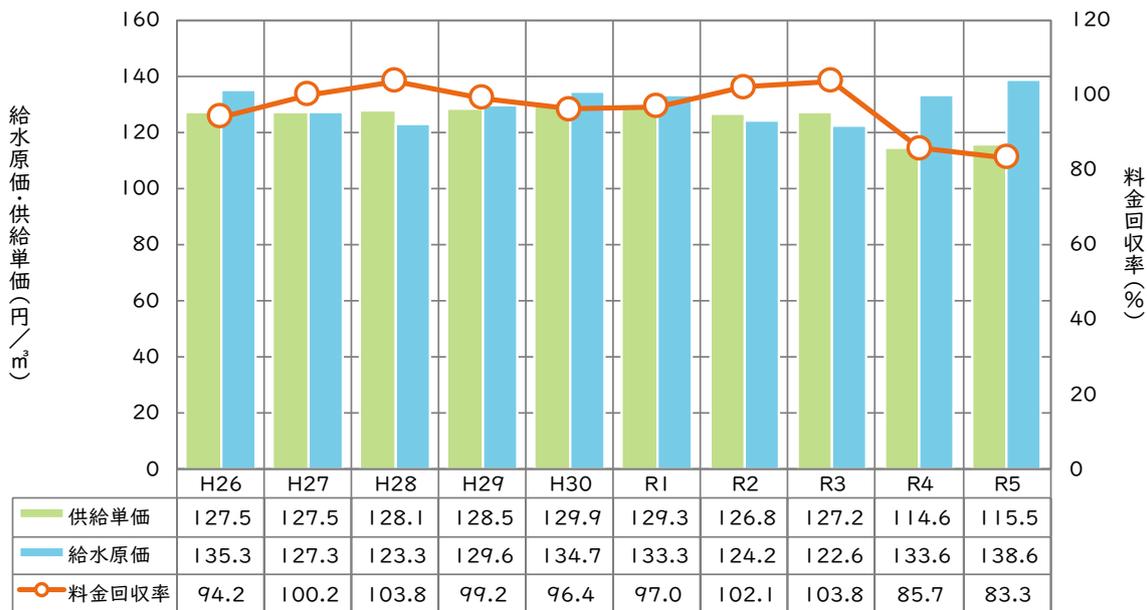


図 2-12 供給単価・給水原価・料金回収率の推移

2.6.5 経営比較分析表による分析

総務省が公表している経営比較分析表に記載の経営指標等を用いて、本市水道事業の経営状況について現状を分析しました。

表 2-2 現状分析に使用した経営指標

指標分類	経営指標
収益性	① 経常収支比率、② 供給単価、③ 給水原価、 ④ 料金回収率
効率性	⑤ 施設利用率、⑥ 有収率
安全性	⑦ 流動比率、⑧ 企業債残高対給水収益比率
施設の 老朽化状況	⑨ 有形固定資産減価償却率、⑩ 管路経年化率、 ⑪ 管路更新率

※本経営指標は、類似団体との経営環境比較を可能とするため、各年度の地方公営企業決算状況調査等を基礎とし、集計したデータに基づき作成したものです。

※指標中の**棒グラフ(当該値)**は座間市実績値、**折れ線グラフ(平均値)**は類似団体(給水人口10~15万人)の平均値を表しています。図右上の【】は令和5年度全国平均値です。

① 経常収支比率

【分析結果】

近年、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を維持していますが、令和4年度から数値が減少傾向にあり、全国平均や類似団体平均を下回っています。



【指標の意味】 当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す「100%以上」となっていることが必要であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

【算出式】 経常収益÷経常費用×100

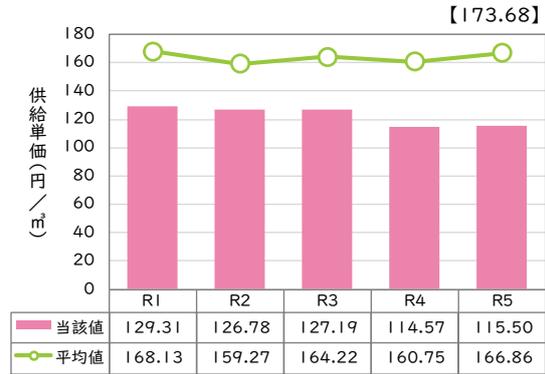
② 供給単価

【分析結果】

令和4年度及び令和5年度は減免措置の影響があるものの、直近は低下傾向にあり、全国平均や類似団体平均を下回っています。

【周辺水道事業(R5)】

神奈川県：154.13
 横浜市：186.62
 秦野市：120.91



【指標の意味】 有収水量1m³ 当たりについて、どれだけの収入(料金収入)を得ているかを表す指標で類似団体や本市周辺の水道事業体と比較し、分析することが重要です。

【算出式】 給水収益÷年間総有収水量

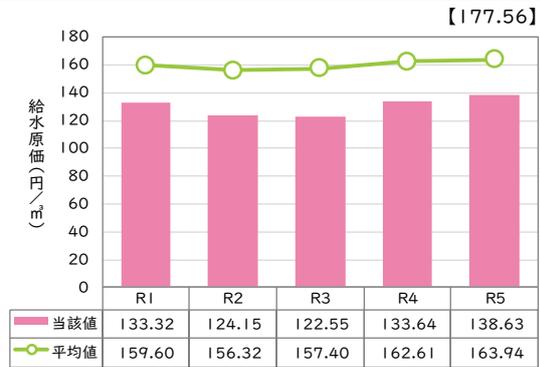
③ 給水原価

【分析結果】

直近は上昇傾向にありますが、全国平均や類似団体平均を下回っています。

【周辺水道事業(R5)】

神奈川県：166.61
 横浜市：186.13
 秦野市：126.48



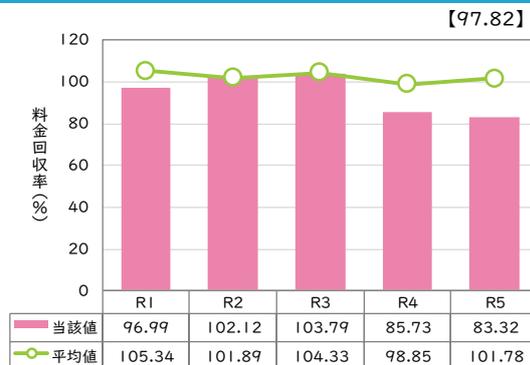
【指標の意味】 有収水量1m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標で類似団体や本市周辺の水道事業体と比較し、分析することが重要です。

【算出式】 (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入) ÷年間総有収水量

④ 料金回収率

【分析結果】

令和4年度以降100%を下回っており、現状では給水に係る経費を料金収入で賄えていない状況にあります。100%を下回る部分については、水道利用加入金等で補っています。



【指標の意味】 給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。給水原価が供給単価を下回っている場合、料金回収率が100%を下回り、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示しています。

【算出式】 供給単価÷給水原価×100

⑤ 施設利用率

【分析結果】

近年、変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移しており、全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。他水道事業と比較して、水道施設の効率性が確保されている（利用状況が高い）ことを表しています。



【指標の意味】 一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。一般的には高い数値であることが望まれます。

【算出式】 一日平均配水量÷一日配水能力×100

⑥ 有収率

【分析結果】

全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。

水道施設や給水装置を通して配水される水量が収益に結びついており、漏水量が少ないことを表しています。



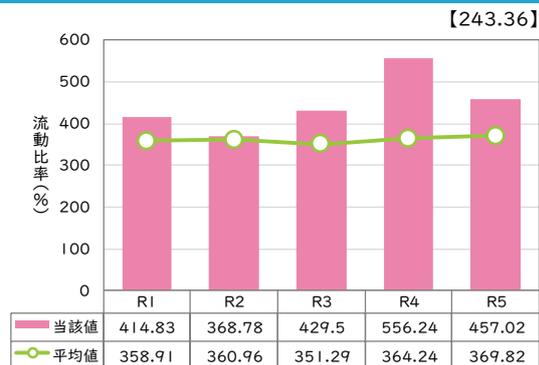
【指標の意味】 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されています。

【算出式】 年間総有収水量÷年間総配水量×100

⑦ 流動比率

【分析結果】

近年、変動はあるものの、100%以上かつ全国平均や類似団体平均を上回っており、短期的な債務に対する支払い能力に問題はありません。



【指標の意味】 短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示すもので、100%以上であることが望まれます。

【算出式】 流動資産÷流動負債×100

⑧ 企業債残高対給水収益比率

【分析結果】

近年は増加傾向にありますが、全国平均や類似団体平均を下回る水準を維持しており、将来世代への負担が小さい健全な経営が行われています。



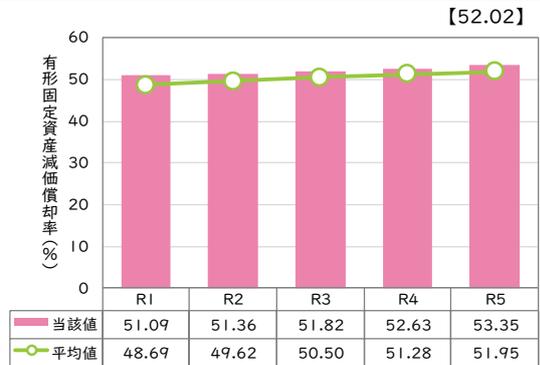
【指標の意味】 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。数値が低いほど、将来世代への負担が小さいと言えます。

【算出式】 企業債現在高合計÷給水収益×100

⑨ 有形固定資産減価償却率

【分析結果】

全国平均や類似団体平均と同程度の水準ですが、数値は年々増加しており、施設の更新等の必要性が高まっていることが確認できます。



【指標の意味】 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

⑩ 管路経年化率

【分析結果】

過去5年間の数値は増加傾向にあり、類似団体平均を上回っています。

法定耐用年数を超過した管路については、長寿命化についても考慮した上で、耐震化と合わせた計画的な更新の必要性が高まっています。



【指標の意味】 法定耐用年数を超過した管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を超過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 法定耐用年数を超過した管路延長÷管路延長×100

① 管路更新率

【分析結果】

積極的な管路の更新を行っていることから、管路更新率は増加傾向にあります。全国平均や類似団体平均を上回っており、管路の健全な状態を保つための取組が進められています。



【指標の意味】 当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。管路を法定耐用年数 40 年で更新する場合は、管路更新率 2.5%となります。

【算出式】 当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100

第3章 将来の事業環境



3.1 給水人口・有収水量の減少

給水人口は、令和5年度までの行政区域内人口と給水人口の推移及び将来の行政区域内人口の見込み等から推計しました。有収水量は、生活用と業務営業用に分類して、それぞれについて次のとおり推計しました。

生活用

生活用水量は将来の一人一日使用水量を予測し、その予測値に給水人口の推計値を乗じることで予測しました。

業務営業用

業務営業用水量は、過去の実績値を基に時系列傾向分析にて予測しました。

本市の給水人口及び有収水量は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くものと予測されます(図3-1)。

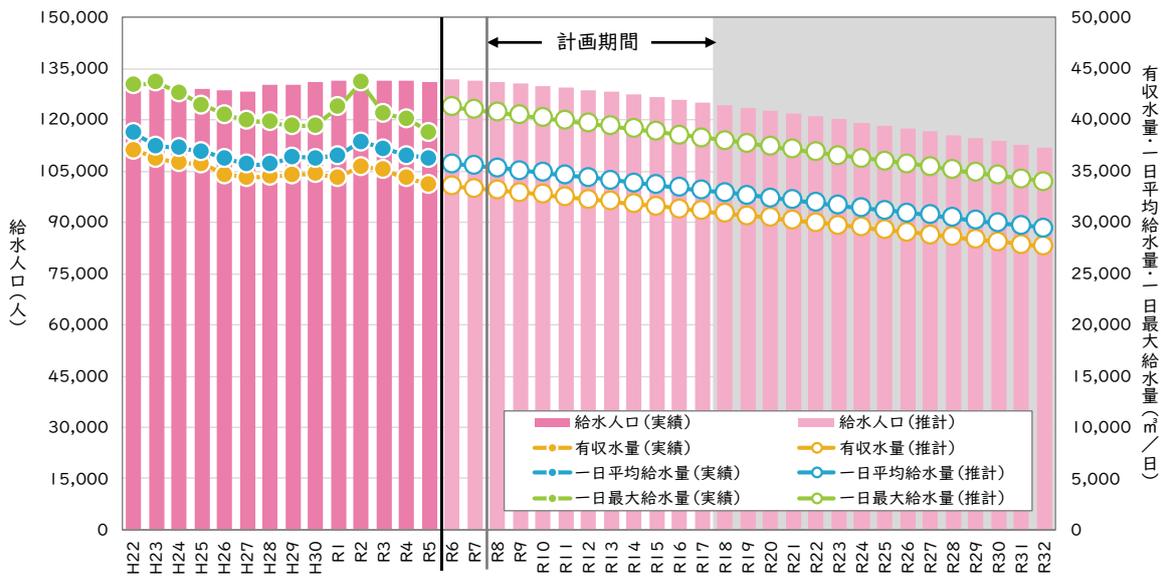


図 3-1 給水人口・有収水量等の見通し

3.2 料金収入の減少

料金収入は、予測した有収水量に供給単価を乗じて算出しています。なお、令和8年度に料金改定を予定しているため、供給単価は料金改定後の見込み値を採用しています。

平成25年度以降、料金収入は減少傾向にありましたが、令和8年度に料金改定を予定しているため料金収入は増加する見込みです(図3-2)。しかしながら、将来的には有収水量の減少に伴い料金収入も減少する見込みとなっており、引き続き適正な料金体系について検討する必要があります。なお、令和4年度及び令和5年度は、新型コロナウイルスに係る減免措置の影響により料金収入は減少しています。

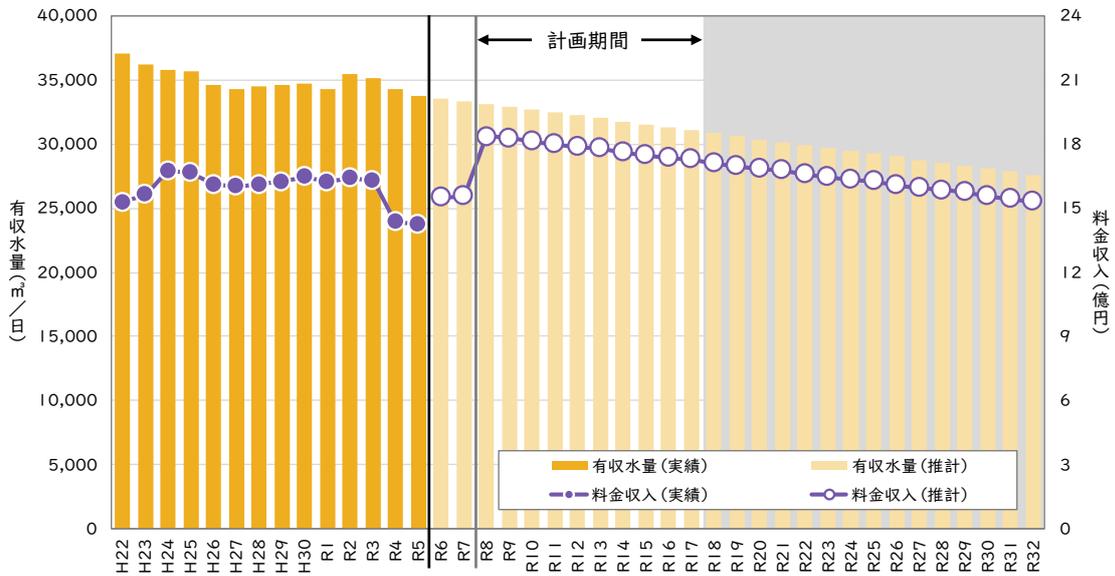


図 3-2 料金収入の見通し

3.3 更新費用の増大

水道施設を法定耐用年数で更新した場合の更新費用を把握します。

健全度

各施設・管路には法定耐用年数がそれぞれ設定されており、今後、施設の更新を全く行わなかった場合、この法定耐用年数を基準とする施設の健全度は図3-3のとおりとなる見込みです。

現在は、法定耐用年数以内の健全資産が施設、管路ともに66%を占めているものの、計画最終年度の令和17年度末には施設の健全資産は38%、管路の健全資産は36%となり、経年化資産または老朽化資産が増加する見込みです。

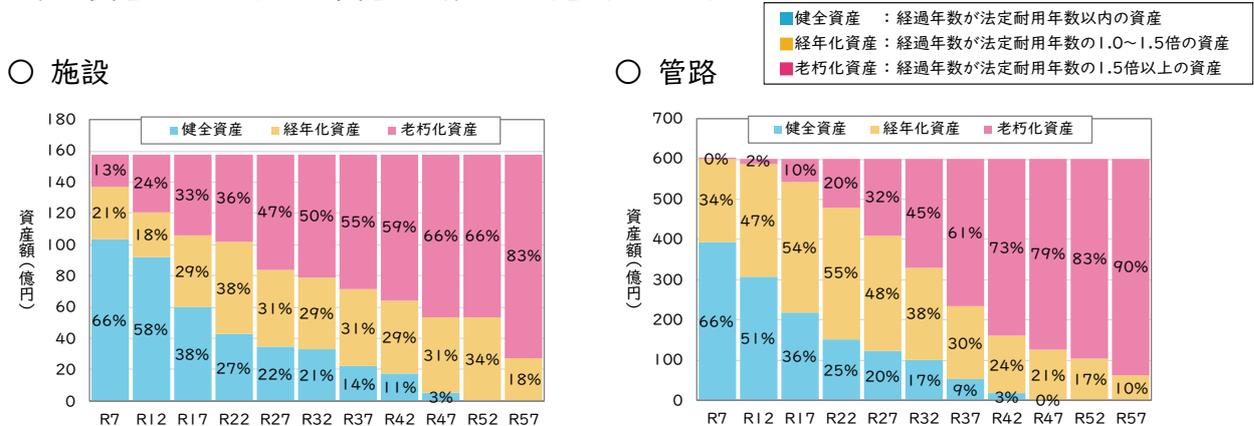


図3-3 水道施設の健全度の見通し

更新費用

水道施設・管路を法定耐用年数で更新した場合、令和8年度から令和17年度までの10年間で施設に92億円、管路に363億円の合計455億円の費用が、令和8年度以降50年間で施設に338億円、管路に946億円の合計1,284億円の費用が必要となる見込みです。なお、令和8年度から令和12年度には既に法定耐用年数を超過した施設・管路の更新費用を含んでいます(図3-4)。

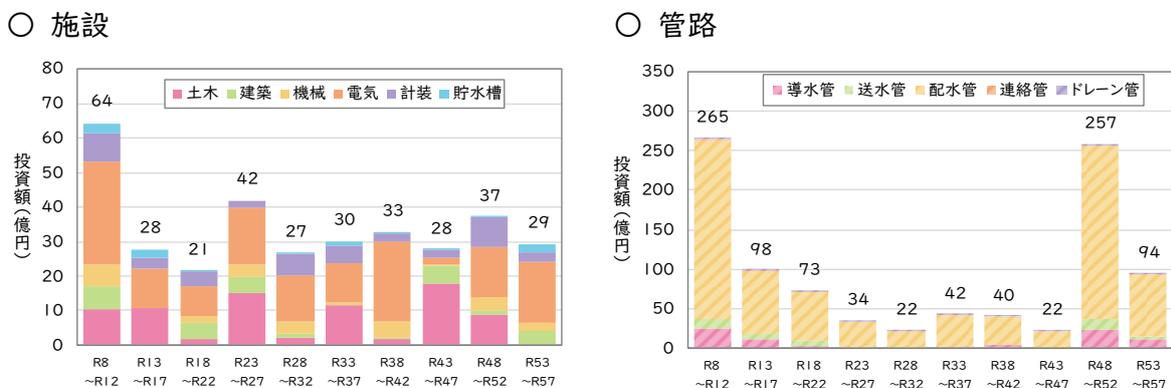


図3-4 水道施設の更新費用の見通し

3.4 組織の見通し

今後、職員の減少が進むことが想定される一方で、将来にわたり安定的に水道サービスを提供していくためには、一定数の職員を確保し、技術的な知識だけでなく、法規制やコスト管理など多岐にわたる知識やノウハウの継承が必要です。これらの知識を習得するために、定期的な研修を通じて職員のスキル向上を図るとともに、人材の適正配置を行うことで、組織全体の能力を最大限に引き出すことが重要となります。

第4章 経営理念と経営方針



4.1 経営理念

経営理念

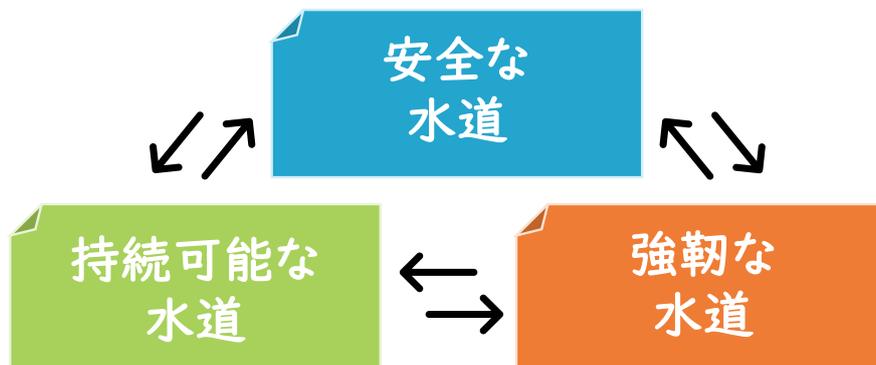


次世代へ おいしい座間の水をつなぐ

水需要の減少、水道施設の老朽化、自然災害への備えなど、水道事業を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。

このような厳しい状況下にあっても、座間の水道水を将来にわたり安定的に供給し、今後も市民の安全で安心な生活を引き続き支えていくため、本計画の経営理念は、「次世代へおいしい座間の水をつなぐ」に決めました。

4.2 経営方針



経営理念のもと、市民が、いつでもどこでもおいしく水を飲める「安全な水道」、自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速な復旧を可能とする「強靱な水道」、水需要の減少により水道料金収入が減少するなかでも健全で安定した「持続可能な水道」を経営方針に決めました。

4.3 施策体系

経営理念

次世代へ おいしい座間の水をつなぐ

経営方針1 安全な水道

施策① 水質管理体制の強化

経営方針2 強靱な水道

施策② 水道施設の整備

施策③ 災害対応の充実

経営方針3 持続可能な水道

施策④ 人材育成と組織力の向上

施策⑤ 財政マネジメントの向上

施策⑥ お客様サービスの充実

4.4 事業実施計画

1 安全な水道

安全な水道水の供給のためには、良好な水源を確保・保全し、水源水質に応じた水道施設の整備と水質管理を行うことが重要です。また、市民の皆さまに安心して水道を使用していただくため、水質等の情報を適切に周知・広報することも重要です。

今後も、水源から蛇口までの水質管理を徹底し、安全な水道水の供給に取り組めます。

施策① 水質管理体制の強化

現在、「水道法施行規則」第15条に定める水質検査は、毎年度末に定める水質検査計画に基づき、原水では各水源と四ツ谷配水管理所の9箇所、浄水では配水場3箇所、各系統別末端給水栓5箇所の全17箇所を実施しています。また、厚生労働省が策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水及び処理水水質の監視を行う等、引き続き、原水・浄水の水質を把握し安全な水道水を供給するため、水質検査計画に基づく検査を実施するとともに、水質検査結果はホームページ等で公表していきます。

また、水質検査項目については、国の動向を注視し、社会状況に配慮しながら検査項目や検査回数を増やすなど、柔軟に対応していきます。

2 強靱な水道

水道施設は、市民の生活に欠かせないライフラインであり、大規模地震やその他自然災害に見舞われた場面にあっても、安定して給水することが求められます。

水道施設の強靱化にあたっては、施設の老朽化、耐震化の状況、将来の施設再編等を考慮しながら、災害時に拠点となる施設や水運用の関係上、優先度の高い施設から計画的に更新・耐震化に取り組みます。また、発災時に迅速な対応がとれるよう定期的な訓練を実施するとともに、応急給水・復旧体制の充実を図ります。

施策② 水道施設の整備

「座間市上下水道耐震化計画」に基づき、取水施設、浄水施設、配水池、導水管、送水管の基幹施設、重要施設に接続する管路の耐震化を進めていきます。なお、今後予定をしている水道施設の再編成にあたっては、減少が見込まれる水需要を考慮し、適正な施設利用率を見据えた施設規模の検討を含め、効率的な施設配置、ダウンサイジングについて検討を進めていきます。

施策③ 災害対応の充実

災害時に迅速な応急給水活動が行えるよう、引き続き給水車の操作等に関する職員研修の実施と併せ、市民を含めた応急給水体制を構築するための啓発などに取り組み、応急給水能力の強化を図るとともに、緊急時の体制を整備します。



3 持続可能な水道

水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、経営の健全化を図るとともに、次世代に技術継承を進めていく組織づくりを行い、DXの推進、生成AIをはじめとする先端技術を活用するなど、経営基盤の強化に取り組みます。

施策④ 人材育成と組織力の向上

水道事業は、多面的な知識・技術が必要となることから、長い年月をかけて培ってきた本市における水道の知識・技術を次世代の職員に継承するため、職員研修等のOJTの推進に積極的取り組み、習得した技術やノウハウを共有することにより、安定した事業運営を支える人材の育成に取り組みます。

また、民間企業の優れた技術・ノウハウを効果的に活用するためPPP/PFI手法を含む多様な官民連携を検討するほか、県が策定している「神奈川県水道広域化推進プラン」や「神奈川県水道ビジョン」の内容等を踏まえ県内水道事業広域化の動向を情報収集するなど、組織力の向上に取り組みます。

施策⑤ 財政マネジメントの強化

水道事業を安定的に継続していくため、料金収入の一年分に相当する資金残高の確保を目標とします。

また、今後の投資を進めていく上で必要な財源の1つとなる企業債の発行のほか、遊休資産の売却や賃貸借など様々な財源の確保に努めますが、将来にわたり安定的に事業を継続する観点から、料金収入と企業債のバランスがとれた健全な財政運営を行うため、料金体系、料金水準を検討し、水道料金の適正化を図ります。

施策⑥ お客様サービスの充実

局庁舎内に「水道料金お客様センター」を設置し、同庁舎の中で上下水道業務の各種手続きを一体的に行うことにより、事務の効率化を図っています。また、水道料金の収納方法については、納付書払いや口座振替に加え、クレジットカード払いや電子決済により利便性の高い納入方法を導入しています。今後もサービスの利用率を踏まえDX推進を図る等、更なる業務の効率化に取り組みます。

また、「広報ざま」やホームページ等を通じて広報活動を行うとともに、「水道週間」をはじめ、本市で開催する各種イベントにおいて水道事業のPRを行うなど、水道事業への理解促進を図り、市民がわかりやすく、親しみの持てる水道事業を実現するため、積極的な情報の提供に取り組みます。



第5章 投資・財政計画



5.1 概要

5.1.1 基本方針

持続可能な水道事業を継続していくためには、費用が収益を上回る収支ギャップを解消し、「投資試算」と「財源試算」の収支を均衡させる必要があります。そのため、経営の合理化・効率化の取組を進めた上で、なおも不足する財源については、水道料金の改定により財源不足を解消していく必要があります。

計画期間における「投資・財政計画」の策定に当たっては、水道料金の定期的な見直し、企業債の計画的な活用を検討し、収益的収支の「経常利益」の確保、「当年度純損失」が発生した場合でも「累積欠損金」が発生しないこと及び補てん財源を今後も確保できるように「投資・財政計画」を作成しました。

5.1.2 投資の平準化

水道施設の適切な補修や新技術の導入により、水道施設及び管路の長寿命化が期待できることから、事業費の平準化を図り計画的な更新を行うため、「実使用年数に基づく更新基準の設定例(国土交通省)」等に基づき、主な水道施設の目標使用年数を次のとおりとしました。

表 5-1 主な水道施設の目標使用年数

施設の分類	目標使用年数の考え方	
管路	• ポリエチレン管(高密度、熱融着継手を有する)	60年
土木施設	• 土木施設	73年
建築施設	• 建築施設	70年

5.1.3 財源対策

水道料金

本市は、平成23年度の水道料金改定以降、料金徴収等業務の包括的民間委託の導入（「水道料金お客様センター」の開設）、未利用地の貸付等、経営の効率化を図ることで現行の料金水準を維持してきました。

「5.1.4財政収支の見通し」に示すとおり、現行の料金水準を維持することを前提とした「投資・財政計画」では、費用を収益で賄うことができず、令和11年度以降は経常損失が発生する見込みとなります。今後も持続可能な健全経営を引き続き維持していくためには、水道料金を見直し、料金収入の増加を見込むことで財政収支の均衡を図る必要があります。

なお、本計画における水道料金の改定は、令和5年度決算値等を参考に設定した試算条件に基づき算出した結果であり、この試算結果に基づき料金改定を確定するものではありません。

今後、料金改定が必要と思われる経営状況となった際は、「座間市公営企業運営審議会」へ諮問し、同審議会による審議及び答申の内容を参考として、水道料金体系、料金改定率、実施時期等の基本方針を検討します。

企業債

近年、本市では、建設改良費の財源として自己財源を活用し、将来世代の後年度負担を軽減するため企業債残高の抑制に努めてきました。今後、水道施設の更新等により多大な費用を要するため、料金収入だけでは賄えない財源を企業債の発行により対応し、増加が見込まれる更新需要に充てることとします。

企業債の発行に当たっては、後年度の財政負担を考慮し、企業債残高の抑制を図るため、長期で低金利な資金等発行条件の良い企業債の計画的な活用を努めます。

5.1.4 財政収支の見通し

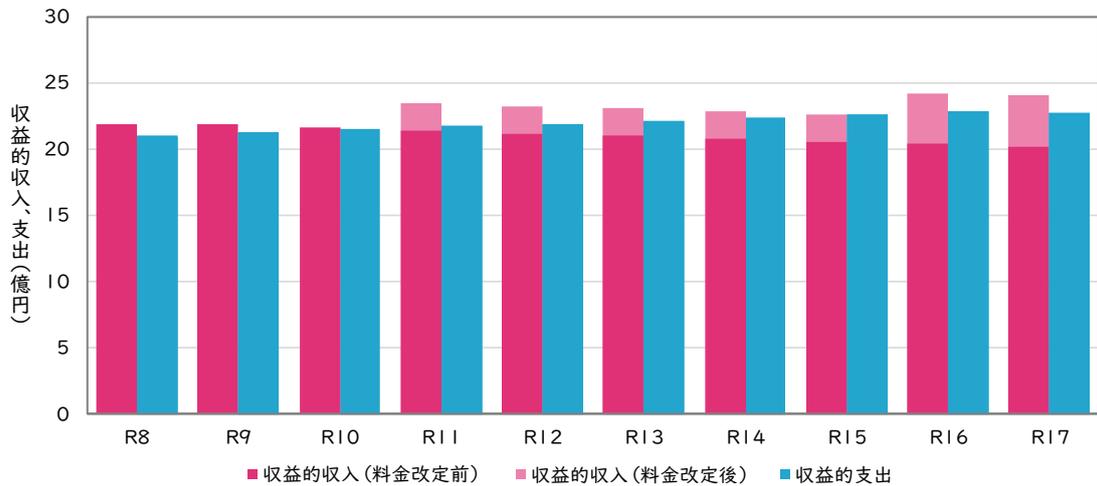
計画期間内における「投資・財政計画」の概要は次のとおりです。「投資・財政計画」の詳細は、巻末に資料編として掲載しています。

表5-2 投資・財政計画の概要

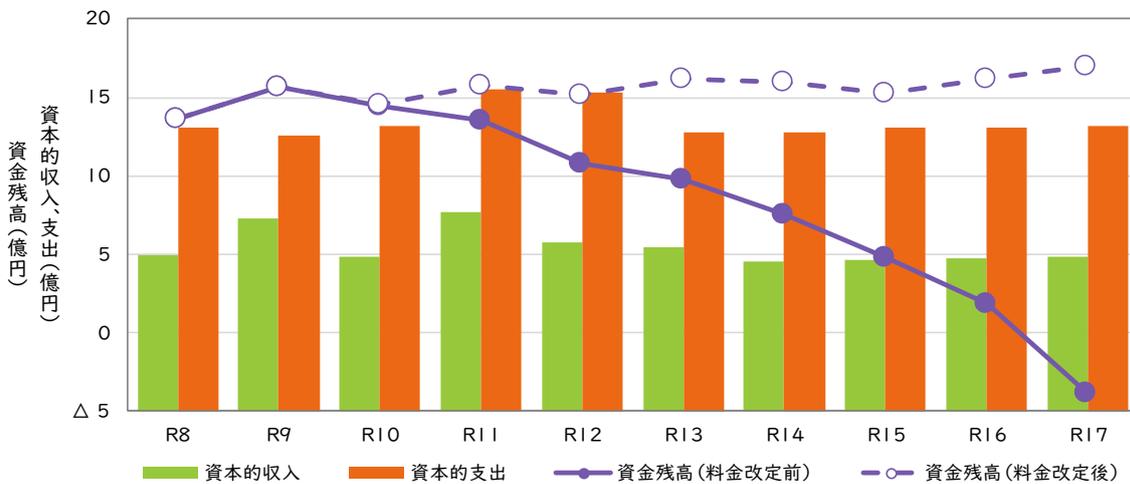
単位：百万円

区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)
収益的收入	2,194	2,183	2,161	2,140	2,119	2,103	2,079	2,060	2,039	2,021
料金改定後	-	-	-	2,353	2,330	2,314	2,288	2,267	2,427	2,407
収益的支出	2,098	2,127	2,155	2,174	2,191	2,214	2,239	2,263	2,286	2,274
経常損益	96	57	6	△ 34	△ 71	△ 110	△ 160	△ 203	△ 246	△ 253
料金改定後	-	-	-	179	140	100	49	4	142	134
資本的收入	494	724	489	769	579	544	455	466	477	489
資本的支出	1,308	1,256	1,318	1,554	1,527	1,273	1,273	1,308	1,312	1,315
累積欠損金	0	0	0	0	△ 321	△ 436	△ 598	△ 803	△ 1,051	△ 1,304
料金改定後	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
補填財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金改定後	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0

収益的収支



資本的収支



5.2 投資

5.2.1 投資計画

経営理念「次世代へおいしい座間の水をつなぐ」の実現に向け、計画期間である令和17年度までの10年間の主な事業内容は次のとおりです。

水道管路耐震化事業

経年化した管路の漏水事故等を未然に防止し、有収率の向上等の効率的な施設運営を行うため、管種、布設年度を踏まえ、耐震性の向上等の計画的な更新を実施し、管路の老朽化の抑制及び耐震化を図ります。

計画期間で約33kmの耐震化を進めることを目標とします。

第1配水場再編成事業

市内の各水道施設にあるポンプ等の運転や水質等の情報を集中的に監視制御する四ツ谷配水管理所を第1配水場に機能移転し、4つの水源井戸から配水場に原水を送る中継地点としての役割、遠隔監視制御及び配水管理機能を集約することで災害等に備えます。あわせて、安心・安全な水道水の供給のための措置を講じます。

5.2.2 投資以外の経費

投資以外の経費（収益的支出及び投資以外の資本的支出）の考え方は、次のとおりです。

収益的支出	
営業費用	
人件費	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
動力費	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
修繕費	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
受水費	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
委託料	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
その他	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
減価償却費	既往の予定額と新たに建設する水道施設の減価償却費の見込み額を計上
営業外費用	
支払利息	既往の予定額に新たに借り入れた企業債の償還分の見込み額を計上
その他	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
特別損失	今後の見込み額を計上
資本的支出	
企業債償還金	既往の予定額に新たに借り入れた企業債の償還分の見込み額を計上
その他	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上

5.3 財源

財源の考え方を以下に示します。

収益的収入	
営業収益	
料金収入	年間有収水量推計値に供給単価を乗じた額を計上
受託給水工事収益	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
その他営業収益	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
営業外収益	
他会計補助金	令和2年度から令和5年度の決算値のうち、最小値を計上
長期前受金戻入	既往の予定額と新たに建設される水道施設の減価償却費見合い分を計上
水道加入金	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
その他の営業外収益	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上
特別利益	令和元年度から令和5年度の決算の実績最小値を計上
資本的収入	
企業債	今後の見込み額を計上
有価証券償還収入	今後の見込み額を計上
その他	令和5年度決算値を踏まえ、今後の見込み額を計上

第6章 計画の見直しと進捗管理



本計画のフォローアップについては、PDCAサイクルの考え方に沿って行います。具体的には計画期間が10年であることから、下記のタイミングで見直しを行います。

① 計画策定後の中間見直し(概ね5年後)

計画策定時と大きく環境が変化したり、経営状況等において現状との乖離が大きかったりする場合、必要に応じて見直しを行います。

② 新たな計画の策定(10年後)

10年後に施策の実施状況を踏まえて、新たに10年間の経営戦略を策定します。

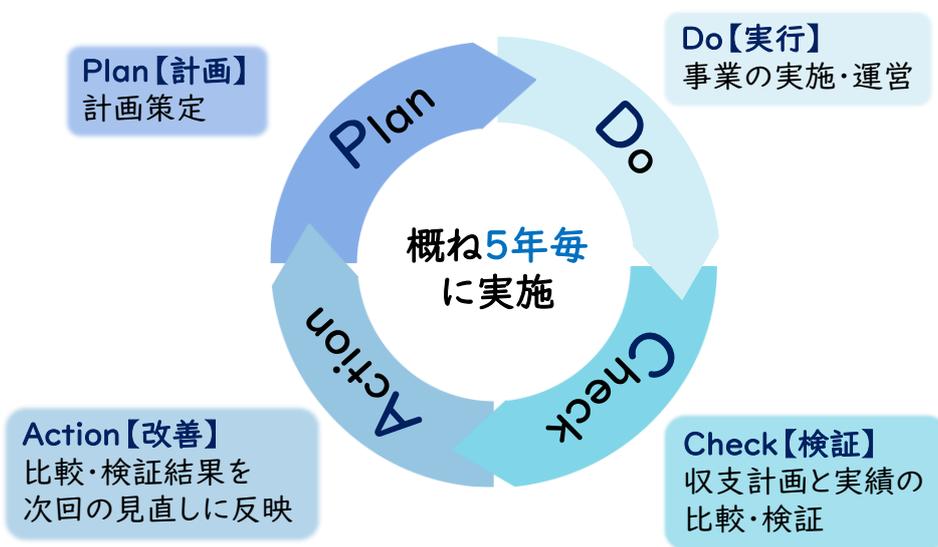


図6-1 PDCAサイクル

資料編

投資・財政計画

(単位:千円,%)

年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	1. 営業収益	1,896,934	1,890,014	1,873,033	2,073,462	2,059,761	2,051,254	2,031,799	2,017,477	2,185,999	2,176,047
	(1) 料金収入	1,837,816	1,830,896	1,813,915	2,014,344	2,000,643	1,992,136	1,972,681	1,958,359	2,126,881	2,116,929
	(2) 受託給水工事	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499	36,499
	(3) その他	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619	22,619
	2. 営業外収益	297,211	293,239	287,990	279,496	270,681	262,496	255,849	249,025	241,365	231,363
	(1) 補助金	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
	(2) 長期前受金戻入	158,618	155,141	150,387	141,804	134,081	126,293	120,008	113,457	106,077	96,364
	(3) 水道加入金	99,429	99,075	98,681	98,249	97,782	97,280	96,753	96,189	95,610	95,014
	(3) その他	36,784	36,643	36,542	37,063	36,438	36,543	36,708	36,999	37,298	37,605
	収入計	2,194,145	2,183,253	2,161,023	2,352,958	2,330,442	2,313,750	2,287,648	2,266,502	2,427,364	2,407,410
	1. 営業費用	2,057,344	2,083,965	2,109,799	2,124,832	2,136,770	2,155,356	2,177,709	2,198,905	2,219,068	2,204,440
	(1) 職員給与費	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009	128,009
基本給	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	61,700	
退職給付費	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	
その他	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	65,157	
(2) 経費	1,247,663	1,264,547	1,277,539	1,291,510	1,304,698	1,302,622	1,314,680	1,327,561	1,340,746	1,354,811	
動力費	162,258	165,750	168,470	171,638	174,854	178,539	181,395	184,718	188,099	191,994	
修繕費	144,329	146,801	149,335	151,931	154,593	157,322	160,118	162,985	165,923	168,934	
受水費	413,940	413,769	413,351	413,051	412,750	412,562	412,134	411,819	411,505	411,305	
委託料	409,199	421,703	426,454	432,035	438,720	442,650	448,511	454,520	460,677	466,989	
その他	117,937	116,524	119,929	122,855	123,781	111,549	112,522	113,519	114,542	115,589	
(3) 減価償却費	681,672	691,409	704,251	705,313	704,063	724,725	735,020	743,335	750,313	721,620	
2. 営業外費用	40,363	42,562	45,335	49,230	53,902	58,480	61,226	63,925	66,624	69,442	
(1) 支払利息	34,804	37,003	39,776	43,671	48,343	52,921	55,667	58,366	61,065	63,883	
(2) その他	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	
支出計	2,097,707	2,126,527	2,155,134	2,174,062	2,190,672	2,213,836	2,238,935	2,262,830	2,285,692	2,273,882	
経常損益	96,438	56,726	5,889	178,896	139,770	99,914	48,713	3,672	141,672	133,528	
特別利益	306	306	306	306	306	306	306	306	306	306	
特別損失				9,619		4,893	3,170	3,124	2,181		
特別損益	306	306	306	△9,313	306	△4,587	△2,864	△2,818	△1,875	306	
当年度純利益(又は純損失)	96,744	57,032	6,195	169,583	140,076	95,327	45,849	854	139,797	133,834	
繰越利益剰余金又は累積欠損金	344,740	253,995	120,260	134,912	102,644	197,971	243,820	244,674	384,471	518,305	
流動資産	1,700,849	2,125,875	1,689,023	2,037,812	1,772,382	1,973,377	1,850,625	1,777,283	1,888,467	1,962,168	
うち未収金	228,553	227,719	225,673	249,822	248,171	247,146	244,802	243,076	263,381	262,182	
流動負債	477,835	473,624	492,237	513,254	532,141	550,060	567,887	566,061	575,267	589,767	
うち建設改良費分	147,777	139,930	154,931	172,344	190,251	204,624	219,474	214,613	221,018	237,090	
うちリース債務	24,654	24,780	24,908	25,035	25,164	25,293	25,423	25,553	25,684	25,816	
うち未払金	255,480	258,990	262,474	265,951	266,802	270,219	273,066	275,971	278,641	276,937	
累積欠損金比率											

(単位:千円)

年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	1. 企業債	383,900	393,400	478,100	558,000	568,100	433,600	444,400	455,300	466,600	478,100
	2. 他会計負担金	406	406	406	406	406	406	406	406	406	406
	3. 固定資産売却代金	976	976	976	976	976	976	976	976	976	976
	4. 工事負担金	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196	9,196
	5. その他	100,000	320,000		200,000		100,000				
	計	494,478	723,978	488,678	768,578	578,678	544,178	454,978	465,878	477,178	488,678
	純計	494,478	723,978	488,678	768,578	578,678	544,178	454,978	465,878	477,178	488,678
	1. 建設改良費	1,152,648	1,108,002	1,177,717	1,399,270	1,354,167	1,082,757	1,068,380	1,088,318	1,097,107	1,094,003
	うち職員給与費	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805	40,805
	2. 企業債償還金	155,313	147,777	139,930	154,931	172,344	190,251	204,624	219,474	214,613	221,018
	計	1,307,961	1,255,779	1,317,647	1,554,201	1,526,511	1,273,008	1,273,004	1,307,792	1,311,720	1,315,021
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	813,483	531,801	828,969	785,623	947,833	728,830	818,026	841,914	834,542	826,343
1. 損益勘定留保資金	554,345	284,258	582,935	504,447	653,345	441,108	517,238	524,464	521,154	506,832	
2. 利益剰余金処分額	155,313	147,777	139,930	154,931	172,344	190,251	204,624	219,474	214,613	221,018	
3. 繰越工事資金											
4. その他	103,825	99,766	106,104	126,245	122,144	97,471	96,164	97,976	98,775	98,493	
計	813,483	531,801	828,969	785,623	947,833	728,830	818,026	841,914	834,542	826,343	
補填財源不足額											
他会計借入金残高											
企業債残高	2,914,228	3,159,851	3,498,021	3,901,090	4,296,846	4,540,195	4,779,971	5,015,797	5,267,784	5,524,866	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	収益的収入	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687	21,687
	うち基準内繰入金	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778	16,778
	うち基準外繰入金	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909
資本的収入	収入	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270
	うち基準内繰入金	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270	7,270
	うち基準外繰入金										
合計	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	28,957	

用語説明

◆ 一日最大給水量

年間の一給水量のうち最大のものを一日最大給水量(m³/日)と言う。

◆ 企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債(債務)のこと。

◆ 給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料(自治法225条)をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

◆ 給水人口

給水区域内に居住し、水道より給水を受けている人口のこと。

◆ クリプトスポリジウム

人や動物の腸管に寄生する病原微生物で、感染すると腹痛を伴う激しい下痢、発熱等を引き起こす。塩素に強く、水道水の消毒程度の塩素濃度ではほとんど死滅されないが、適切な処理を行うことで取り除くことができる。

◆ 減価償却費

固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却と言い、この処理によって各年度の費用とされた減価額のこと。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。

◆ 建設改良費

公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費のこと。

◆ 水源

取水する地点の水を指すが、河川最上流部やダム湖など、その水の源となる地点の水を指す場合がある。本市水道事業の水源は地下水と神奈川県企業庁からの受水である。

◆ 送水施設

浄水した水(本市水道事業の場合、塩素処理した井戸水及び神奈川県企業庁からの受水)を配水池まで送る施設のこと。

◆ 長期前受金戻入

固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益。

◆ 逦増型料金体系

使用水量が多くなるにしたがって単価が高くなる料金体系のこと。

◆ 配水場

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池のこと。

◆ 法定耐用年数

地方公営企業法に定められた「減価償却資産」の償却率算出のための年数のこと。

💧 有収水量

料金徴収の対象となった水量のこと。

💧 PFI

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

💧 PPP

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP (Public Private Partnership) と呼ぶ。

座間市水道事業経営戦略 2035

令和 8 年 3 月

座間市上下水道局 経営総務課

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 3 番 1 号
